

|        | 正組合員  | 準組合員  |
|--------|---|---|
| 組合員資格  | (定款第1章第4条) 山形県東田川郡庄内町千本杉、添津、三ヶ沢、桑田、吉岡、大野、田谷、西小野方、近江新田、島田、払田、茗荷瀬、前田野目、主殿新田、南野新田、福島、大真木、京島、返吉、新田目、本小野方、吉方、中野、南興屋、境興屋、西袋、宮曾根、家根合、落合、高田表、杉浦、久田、深川、西野、東田川郡三川町、鶴岡市(ただし、鼠ヶ関、早田、小名部、小岩川、大岩川、楨代、木野俣、温海川、菅野代、越沢、関川、小国、温海、湯温海、一霞、五十川、小菅野代、戸沢、山五十川、三瀬、小波渡、堅苔沢、由良1丁目、由良2丁目、由良3丁目、油戸、加茂、今泉、金沢、宮沢、湯野浜1丁目、湯野浜2丁目、湯野浜3丁目、湯野浜を除く。)、酒田市(広野新田、広野(字大淵、字福岡、字興屋、字三本柳に限る。)、黒森、広岡新田及び浜中に限る。))の区域とする。(定款第2章第8条第1号) この組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み若しくはこれに従事し、又は河川において常例として水産動植物の採捕若しくは養殖をする日数が1年を通じて30日をこえる個人 | (定款第2章第8条第2号) この組合の地区内に住所を有する漁民で、定款第2章第8条第1号に掲げる者以外の者、この組合の地区内に住所を有しない漁民で、河川において常例として水産動植物を採捕する個人の根拠地がこの組合の地区内にあるもの |
| 役員     | 自ら立候補できます   | 役員になれません  |
| 総代     | 自ら立候補できます   | 総代になれません  |
| 総会     | 議決権有  | 議決権無  |
| 選挙     | 役員選挙、総代選挙に投票できます  | 役員選挙、総代選挙に投票できません   |
| 資格審査   | (定款第8条の2～5) 現に組合員である者及び次条第1項の規定により組合員になろうとする者について、組合員の資格審査を行い理事会で決定する   |   |
| 加入     | 加入申込書の記入・押印 身分証明書の提示(有効期限内の住民票・運転免許証) 組合でコピーを取ります(コピー持参は不可)   |   |
| 出資口数   | 1口 金100円  |   |
| 漁法     | 正組合員・準組合員ともに同じ  |   |
| 賦課金    | 毎年4月30日まで支部長を通じ支払う、もしくは組合事務所に持参し支払う   |   |
| 行使料    | 漁法ごとに支払期日が異なります(詳しくは別紙)   |   |
| 支部     | 支部に所属する義務があります  |   |
| 組合員の義務 | 法令及び赤川漁業協同組合の定款・行使規則・規約の順守。組合員は、この組合の行なう諸調査に関して、必要な資料の提供その他の協力をしなければならない。   |   |
| 届出     | 住所等、届出事項に変更があった場合には速やかに組合事務所へ届け出る事  |   |
| 脱退     | 組合員たる資格の喪失・死亡又は解散・除名(書面の提出が必要)  |   |